

定 款

株式会社 淺沼組

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は株式会社淺沼組と称する。

(英文では ASANUMA CORPORATION と表示する)

第 2 条 (目 的)

当会社は下記の事業を営むことを目的とする。

1. 建設工事の企画、設計、監理、請負およびコンサルティング業務
2. 地域開発、都市開発、海洋開発および環境整備に関する事業ならびにこれらに関する企画、設計、監理、請負およびコンサルティング業務
3. 庁舎、医療・社会福祉施設、教育・研究施設、廃棄物処理施設、道路、鉄道、港湾、空港、上下水道その他の公共施設およびこれらに準ずる施設の企画、設計、監理、施工、保有、賃貸、譲渡、維持管理および運営
4. 廃棄物・建設副産物の収集、運搬、処理、再利用、環境汚染物質の除去ならびにこれらに関する調査、企画、設計、監理およびコンサルティング業務
5. 建設工事の諸材料および建設工事に関する諸物品の設計、製作、販売ならびに賃貸
6. 発電ならびに電気の販売
7. 建設工事用諸機械器具および機械装置の設計、製作、販売ならびに賃貸
8. 住宅の建設、販売、賃貸および管理ならびに土地の造成および販売
9. 不動産の売買、交換、賃貸およびその仲介ならびに管理
10. マンションの管理の適正化の推進に関する法律で定義されるマンション管理業
11. マンション管理に関するコンサルティング事業
12. 工業所有権、ノウハウおよびコンピュータの利用に関するソフトウェアの開発、取得、実施許諾ならびに販売
13. 健康・医療施設、スポーツ施設、レジャー施設および教育研修施設の保有ならびに経営
14. 医療用機械器具の販売および賃貸
15. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
16. 株式、社債等有価証券の取得、保有ならびに運用
17. 前各号に附帯関連する事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社は本店を大阪市に置く。

第 4 条 (機関の設置)

当会社は、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。

第 5 条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は2,935万6,500株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条 (単元未満株式の買増請求)

単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

第 9 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

第 10 条 (株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

第 11 条 (単元未満株式についての権利)

株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式の買増請求をする権利

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (基準日)

当会社は、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

第 13 条 (招集の時期)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

第 14 条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 15 条 (決議要件)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)

当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類、および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

第 17 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 18 条 (員 数)

当会社の取締役は20名以内とする。

第 19 条 (選 任)

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第 20 条 (任 期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- ② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。

第 21 条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議により、取締役社長1名のほか役付取締役若干名を選定することができる。

第 22 条 (取締役会)

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。
- ④ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

第 23 条 (社外取締役との責任限定契約)

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 24 条 (員 数)

当会社の監査役は5名以内とする。

- ② 監査役補欠者の選任決議の効力は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

第 25 条 (選 任)

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 26 条 (任 期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

- ② 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第 27 条 (常勤監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第 28 条 (監査役会)

監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

第 29 条 (監査役の責任免除)

当会社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令が定める範囲で免除することができる。

- ② 当会社は、社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 6 章 計 算

第 30 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 31 条 (剰余金の配当)

株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

第 32 条 (自己株式の取得)

取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

第 33 条 (配当金の除外期間)

期末配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則（株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置）

第16条の変更は、2022年9月1日から効力を生じる。

- ② 前項の規定にかかわらず、2023年2月28日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前第16条は、なお効力を有する。
- ③ 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日にこれを削除するものとする。

（ご参考）

変更後第16条（株主総会資料の電子提供措置）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

No. 2 2 0 6